

開企発 0221 第 1 号
開キ発 0221 第 1 号
平成 31 年 2 月 21 日

各都道府県人材開発主管部（局）長 殿

厚生労働省人材開発統括官付
企業内人材開発支援企画官
キャリア形成支援企画官

認定職業訓練におけるジョブ・カードの活用促進について（依頼）

認定職業訓練の業務運営及びジョブ・カード制度の推進につきましては、平素より多大なるご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年に策定された「新ジョブ・カード制度推進基本計画」においては、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして活用促進していくことが掲げられ、企業内における教育訓練の成果や職場での仕事ぶりを評価するための様式も設定されているところです。

これらの様式は、これまで主に人材開発支援助成金の対象となる雇用型訓練の評価に用いられてきましたが、職業能力の「見える化」により従業員のキャリア形成促進効果がみられることから、認定職業訓練の評価にも有効なものとなることが期待されます。

このため、この度、認定職業訓練を実施する企業等に対し、認定職業訓練の評価にジョブ・カードの活用を検討していただくよう、周知用リーフレット「認定職業訓練の評価にジョブ・カードを使ってみませんか」（別添 1）、「ジョブ・カード様式 3-3 職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート活用ガイド」（別添 2）を整備いたしました。つきましては、下記により、貴都道府県内に所在する認定職業訓練実施施設に対し、周知していただきますようお願いいたします。

記

1. ジョブ・カードを活用した企業内職業訓練の効果の評価等

（1）普通職業訓練等と認定された課程の評価について

ジョブ・カード様式 3-3-2-3 職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（学卒者訓練用）（別添 3）を使用します。

訓練に先立ち、「科目名」及び「訓練時間数」欄に、①科目名、②訓練時間数を記載しておきます。（別添 1「ジョブ・カードの活用方法」を参照。）

訓練後、各科目について必要な知識・スキルの習得度合いを評価し、「成績」欄に評価を記載します。

（2）実習・OJT の評価について

ジョブ・カード様式 3-3-1-1 職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（企業実習・

OJT用) (別添4) を使用します。

評価に先立ち、別添2「ジョブ・カード様式 3-3 職業能力証明 (訓練成果・実務成果) シート活用ガイド」を参考に、「自己評価」及び「企業評価」以外の欄を完成させておきます。

職業訓練の成果や職場での仕事ぶりについて、訓練受講生は「自己評価」を記載し、評価担当者は客観的な評価を記載します。両者がこの評価を共有し、次の習得目標を確認します。

2. ジョブ・カードを活用したキャリア・プランニング

ジョブ・カード様式 1-1 キャリア・プランシート (就業経験がある方用) ~3-2 職業能力証明 (学習歴・訓練歴) シート (別添5) により、各従業員は、キャリア・プランを作成することができます。人事担当者等が、従業員に対し、ジョブ・カードの書き方を説明する際に使用する「ジョブ・カード作成マニュアル (企業用)」 (別添6) の周知も併せてお願いします。

また、作成されたキャリア・プランに基づき、キャリアコンサルタントによる面談支援 (キャリアコンサルティング) を併せて実施することにより、従業員が自らキャリア形成上の課題を認識し、能力開発や職務への積極的な取組が期待されます。ジョブ・カードの活用に合わせて、キャリアコンサルティングの実施も働きかけていただきますよう、お願いします。

キャリアコンサルタントの調達については、各地域のジョブ・カードセンターにご相談いただきますようお願いいたします。

3. ジョブ・カード作成件数の報告方法

各企業において従業員が作成 (※) したジョブ・カードの枚数は、ジョブ・カード制度総合サイトの「ジョブ・カード作成支援実績報告」ページから報告することとなり、別添1の4ページに記載ある「ジョブ・カード作成支援件数の報告」により案内していただきますようお願いいたします。

(※) ジョブ・カードは、従業員が作成し、キャリアコンサルタント等がその作成を「支援」するものとされていることから、報告件数の名称が「作成支援件数」とされているところ、キャリアコンサルタント等の支援を要せずに作成されたジョブ・カードの枚数についても、当該報告の対象としています。

本件連絡先

厚生労働省人材開発担当官付

企業内人材開発支援室 認定訓練係 (5303)

キャリア形成支援室 ジョブ・カード企画係

ジョブ・カード事業係 (5959)